

「第4次山口県配偶者暴力等対策基本計画」（素案）に対する
意見の募集結果について

1 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

(1) 意見の募集期間

平成27年12月21日（月）から平成28年1月20日（水）まで

(2) 意見の件数

2人 19件

(3) 意見の内容と県の考え方

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	「計画の期間は5年間・必要に応じ見直しを実施」とあるが、当計画遂行の評価をいつどのように行うか明示されていないように思われます。計画を立案したならば、定期的に実施状況を確認評価すべきと考えるがいかがでしょうか。	男女共同参画審議会等で定期的に実施状況を確認するとともに、計画改定時に計画期間中の取組について検証を行っています。
2	ストーカー相談件数について、加害者と被害者の関係を含めて年ごとの推移グラフで表記したほうがよい。	ストーカー相談件数のグラフを追加しました。
3	ストーカー相談のデータは「県警察本部で受け付けた」件数となっていますが、相談受付は警察本部以外でもされていると思います。それらのデータも提示すべきではないでしょうか。	県警察本部以外で受け付けた相談件数はわずかであるため、ストーカー相談の代表的窓口である、警察本部で受け付けた相談件数を掲載しています。
4	(県民) 調査の結果を記載するのであれば、調査方法、調査母数を明記すべきです。	ご意見に基づき、「男女間における暴力に関する調査」の調査方法、調査母数等に関する記述を追記しました。
5	「前回調査と比較して、県男女共同参画相談センターの周知度は横ばい」としておりますが、他各項目についても2009年(H21年)、2014年(H26年)双方の数値をグラフなりに明示すべきと考えます。	詳細なデータについては掲載を省略しています。詳しくは、「男女間における暴力に関する調査 調査報告書」に記載しています。

6	<p>相談窓口は県男女共同参画相談センター以外にも存在しております。どの窓口でも適切に相談対応できるのであれば、県男女共同参画相談センターのみ「更なる周知が必要」とする必要はない（すべての窓口を更に周知すべき）と考えています。</p>	<p>すべての窓口を周知していくことが必要ですが、配偶者からの暴力全般に関する相談窓口である、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ、県男女共同参画相談センターの周知が特に必要と考えています。</p>
7	<p>DV に苦しんでいる人は、なかなか自分では声をあげにくいと思います。また、どこに相談すればいいかも分かっている人は少ないと思います。もっと相談窓口のPRが必要だと思います。</p>	<p>さらなる相談窓口の周知に取り組んでいきます。</p>
8	<p>県男女共同参画相談センター、配偶者暴力相談窓口（全市町に設置）、配偶者暴力相談センター（宇部市）の違いがはっきりしません。窓口が多いのは利点ではありますが、連携ができていなければ問題解決が遠のく恐れもあると感じます。</p>	<p>どこでも相談できるよう、各市町は相談窓口を設置しています。また、各機関は担当者会議や研修会等を通じ、連携を図っています。</p>
9	<p>「普及啓発活動に取り組みました」「周知を図りました」といった表記が散見されますが、県民より意見を求めるのであれば、いつどのような媒体で通知広報がされたのか等、可能な範囲で具体的に提示すべきと考えます。</p>	<p>この計画は配偶者暴力対策を実施する上での指針であるため、具体的取組の詳細までは記載しておりません。</p>
10	<p>（第4章の）具体的取組については、現時点で可能な限り「具体性」を明示すべきと考えます。</p>	
11	<p>ストーカーについての相談窓口が不明瞭と感じます。県男女共同参画相談センター、配偶者暴力相談窓口、配偶者暴力相談センター、いずれも名称からしてストーカーに関する相談窓口と思えないのではないのでしょうか。</p>	<p>ストーカー規制法の改正で、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援が、国及び地方公共団体の努力義務とされたため、今回県男女共同参画相談センター等をストーカーの相談窓口として新たに記載しました。</p>

12	<p>当案件資料20ページ強の案件ではありますが、本来ならば意見作成のためには、過去計画、関係他県基本計画、関係法律も確認すべきと考えます。そのような意見募集を年末年始も含めた上で、かつ同時期に7案件、募集期間が重なるものはさらに4案件ある中、通常のパブリック・コメントと同様の1か月の期間設定は短いと感じます。資料再提示の上での期間の延長または意見募集再実施を求めます。</p>	<p>本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、期間延長等は考えていません。</p> <p>なお、いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたのか」を判断するためにも、「県のホームページ＝県行政に関心または用事のある県民が参照する媒体」ではなく、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した、記事掲載されたのか、「具体的（媒体、掲載日、大きさ）」に提示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき12月18日に報道各社に発表しました。</p> <p>また、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（1月9日付けの山口新聞、中国新聞に突出広告を掲載）により、広報に努めました。</p>
14	<p>当件の内容は専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、関係者・専門家からの直接の意見聞き取り等の実施をお願いいたします。</p>	<p>有識者や関係団体等で構成する男女共同参画審議会の意見をお聞きし、計画案を作成しています。</p>
15	<p>当案は「基本計画（素案）」であり、「基本的事項」の列記にとどまると理解いたします。具体的事項や数値目標の決定の際には、再度意見募集・住民関係者からの聞き取り等の実施をよろしく願います。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>可能であれば年次把握が誰でもしやすいように、年代は元号西暦併記いただけましたら幸いです。</p>	

17	グラフ・表等の使用でデータ内容確認しやすくなっておりますが、説明なり意見提示なりをしやすくするために、図・表には通し番号を入れて頂ければ幸いです。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
18	各種広報については、県民の多くが所属するであろう企業に対する通知・広報の効果的実施をよろしくお願いいたします。	
19	随所に「関係機関・団体等」の記載が見受けられますが、当件についてどのような団体がどこにあり、どう活動しているのか、広報が不足していると考えます。本来ならばこのような「県民意見募集」の際に一覧で提示して広報を行うとともに各団体について意見も求めるべきではないでしょうか。	